

策 定 方 針

平成15年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成15年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、法人事業税の外形標準課税の導入、不動産取得税の税率の引下げ、特別土地保有税の課税停止、新增設に係る事業所税の廃止、平成15年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担の調整、個人住民税について配偶者特別控除（上乘せ分）の廃止、配当所得・株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し、地方のたばこ税の税率の引上げその他の所要の措置を講じることとする。

特に法人事業税への外形標準課税の導入については、平成15年度に、資本金1億円超の法人を対象として、外形基準の割合を4分の1とする外形標準課税制度を創設し、平成16年度から適用することとする。

2 地方財源不足見込額等について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(1) 恒久的な減税に伴う影響額及び平成15年度税制改正に伴う減収額以外の地方財源不足（国庫補助負担金の見直しに伴う地方財政への影響額を含まず。以下「通常収支に係る財源不足」という。）の見込額13兆4,457億円については、次の措置を講じる。

平成13年度に講じた平成15年度までの間の制度改正を踏まえ、通常収支に係る財源不足補てん措置としては交付税特別会計における新規借入金を廃止し、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付

税の基準財政需要額に算入する。

これに基づき、平成15年度の通常収支に係る財源不足見込額については、次により完全に補てんする。

ア．地方交付税については、国の一般会計加算により5兆7,361億円（うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,684億円、平成14年度補正予算に伴う地方財政措置に係る改正後の同条第6項の加算額37億円、配当所得課税の見直しに係る特例加算額224億円、臨時財政対策特例加算額5兆5,416億円）増額する。

イ．地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を5兆8,696億円発行する。

ウ．建設地方債（財源対策債）を1兆8,400億円増発する。

(2) 恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆2,437億円については、次の措置を講じる。

恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆8,137億円について、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置、法人税の地方交付税率の引上げ、地方特例交付金及び地方債（地方財政法第5条の特例としての減税補てん債）の発行により完全に補てんする。

恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆4,300億円のうち、平成15年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆3,449億円については、交付税特別会計借入金により措置し、国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。

また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てんとして措置した交付税特別会計借入金について、国負担分の借入金の利子相当額420億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分の借入金の利子相当額431億円は交付税特別会計借入金により措置する。

(3) 平成15年度税制改正に伴う平成15年度の地方税及び地方交付税の減収額6,873億円については、次の措置を講じる。

地方税の減収2,410億円については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。

地方交付税の減収4,463億円については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

(4) 平成15年度に行うこととする国庫補助負担金の見直しに伴う地方財政への影響については、次の措置を講じる。

義務教育費国庫負担金の一部等の国庫補助負担金の一般財源化に伴い、地方において必要となる一般財源の額については、その2分の1は地方特例交付金に

より、2分の1は地方交付税（交付税特別会計借入金により対応し、償還費の4分の3を国が負担）により措置することにより、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方の三位一体の改革に向けた暫定措置を講じる。

なお、国負担分の借入金の利子相当額（平成15年度にあっては4億円）については、一般会計より繰り入れることとする。

市町村道整備に係る国庫補助負担金の見直しに伴う影響については、直轄方式による高速道路整備への地方負担の導入に伴う影響と合わせて財源措置を講じることとし、自動車重量譲与税の譲与割合を4分の1から3分の1に引き上げることにより、所要の税源を地方に移譲する。

(5) 上記の結果、平成15年度の地方交付税については、18兆693億円（前年度に比し7.5%減）を確保する。

また、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等3,243億円については法律の定めるところにより、平成16年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

3 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方団体が個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指して、それぞれの特性を活かし相互に魅力を共有できる地域づくり、ITを活用した住民生活の向上と地域の振興、すべての人にやさしいまちづくり、環境と調和した循環型社会の形成、災害に強く安全な地域づくり等当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう、地方債計画の規模を18兆4,845億円（普通会計分15兆718億円、公営企業会計等分3兆4,127億円）とする。

4 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

5 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(1) 投資的経費に係る地方単独事業費については、中期的に事業規模の計画的抑制を図ることとし、平成15年度においては、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し5.5%減額することとする一方で、地域活性化事業、合併特例事業及び防災対策事業などにより、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(2) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、既定の行政経費の縮減を図る一方、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等の分野に係る施策に財源の重点的配分を

図る。

(3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進等住民生活の安全を確保するための施策を推進する。

(4) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

6 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高利の公的資金に係る地方債等に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金の借換え措置を講じることとする。

7 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

8 地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図ることとし、このため次の措置を講じる。

(1) 国庫補助負担金について補助負担単価の適正化等国庫補助負担基準を改善する。

(2) 一般職の定員を削減する等定員管理の合理化を図るとともに、一般行政経費等を極力抑制する。

(3) 年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるよう、必要な財源をあらかじめ確保する。